

行政手続のオンライン利用の範囲の 判断に係る実施要領

内閣官房情報通信技術（IT）担当室

総務省行政管理局

平成23年8月10日

本実施要領は、「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日 IT 戦略本部決定）に基づき、各府省が行政手続のオンライン利用の範囲の判断を行うに当たっての基準その他の必要な事項を定めるものである。

実施要領 目次

1 判断の対象となる手続	・・・P.2
(1) 対象手続の範囲	
(2) 対象手続の区分	
2 判断の方法	・・・P.2
(1) 申請等がない手続	
(2) 申請等がある手続	
ア 費用の算出方法	
イ 効果の算出方法	
ウ 個別事由	
3 判断結果の報告・公表	・・・P.5
(1) 個別事由についてのタスクフォースにおけるヒアリング	
(2) 判断結果の報告・公表	
4 オンライン利用を停止するに当たっての留意事項	・・・P.5
5 新規のオンライン化又は一旦停止したオンライン利用の再開	・・・P.6
6 その他	・・・P.6

1 判断の対象となる手続

(1) 対象手続の範囲

対象手続の範囲は、申請・届出等手続（注）から「新たなオンライン利用に関する計画」（以下「計画」という。）における重点手続を除いた手続とする。

ただし、計画決定時（平成 23 年 8 月 3 日）において、既にオンライン利用を停止している手続、オンライン利用を停止することを公示している手続及びオンライン利用を停止するに当たって費用対効果の検証を行いパブリックコメント等の意見聴取を開始している手続は、対象としない。

また、計画決定前に、平成 23 年度中に新たにオンライン利用を開始することを業務・システム最適化計画等で決定している手続については、原則として対象としないこととし、内閣官房及び総務省と相談の上、その取扱いを決定する。

（注）申請・届出等手続とは、国の事務・事業に関し、法令の規定に基づき、国民等が行政機関に対して行う申請、届出、報告、相談等をいう。具体的には、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「オン化法」という。）第 10 条等に基づく公表等の実施要領」で対象とした手続とする。

(2) 対象手続の区分

オンライン利用の範囲の判断において対象とする手続の単位は、原則として、オン化法第 10 条第 1 項に基づき各府省が公表している個々の手続の単位とする。ただし、複数の関連する手続が同一システムを使用して一体的に事務処理がされており、国民の利便性向上・行政運営の効率化を図るための措置も一体的に検討されている場合など、複数手続のオンライン利用の継続・停止を一体的に判断することが合理的な場合には、これらの複数手続を一つの「手続群」としてとらえ、オンライン利用の継続・停止を一体的に判断することができるものとする。

2 判断の方法

(1) 申請等がない手続

申請等がない手続（注）については、原則としてオンライン利用を停止す

ることとする。ただし、今後の社会経済情勢の変化、制度改革等により申請等件数の増加が見込まれるなどオンライン利用を継続することが必要な個別事由があると認める場合には、電子行政に関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）におけるヒアリングを経た上で、継続の判断を行うことができる。

（注）「申請等がない手続」の考え方

「申請等がない手続」とは、原則として過去3年間（平成20年度～22年度）、オンラインだけでなく書面等も含めて申請等が1件もない手続をいう。ただし、当該手続において個々の申請者が申請を行う頻度が法令・通達等により3年以上の期間に1回とされている場合（例えば、免許等の更新期間が5年である場合等）には、当該期間に相当する期間（5年更新であれば、平成18年度～22年度）に書面又はオンラインによる申請等が1件以上あるときは、（2）の申請等がある手続として取り扱う。また、申請等の受付が開始されてからの期間が3年未満の手続については、申請等の受付開始以降の状況により判断することとする。

（2）申請等がある手続

申請等がある手続（「申請等がない手続」以外の対象手続をいう。）については、原則として国民からの申請等データを最初に受信するシステム（別紙1参照）の単位で費用対効果を検証し、費用より効果が上回るシステムで受け付ける手続はオンライン利用を継続し、効果より費用が上回るシステムで受け付ける手続は、2（2）ウの継続することが必要な個別事由がない限り、オンライン利用を停止することとする。

なお、システム単位で効果が費用を上回る場合であっても、当該システムの費用対効果の更なる向上を図る観点から、費用対効果が極めて低く改善の見込みがたたない手続や制度改革等によるシステム改修作業に比して利用件数が少なく、今後もオンライン利用の効果が改善する見込みのたたない手続等については、停止の判断も可能とする。

ア 費用の算出方法

費用については、各手続を取り扱うシステムにおいて、オンライン申請等を受け付けるために必要な整備運用経費を用いることを原則とし、具体的な算出方法等については別紙1のとおりとする。

イ 効果の算出方法

効果については、書面等による申請とオンラインによる申請を比較した場合に生ずる便益（行政側の効果も含む。）を金銭換算したものの年間の総量とすることを原則とし、具体的な算出方法等については別紙1のとおりとする。

ウ 個別事由

ア及びイにより算出した費用と効果をシステム単位で検証し、費用が効果を上回る場合には、当該システムで受け付けている手続は原則として全てオンライン利用を停止する。ただし、当該システムで受け付けている個別の手続が、オンライン利用を継続することが必要な個別事由として次のいずれかに該当すると認める場合には、その旨及び該当する理由を明示して、タスクフォースにおけるヒアリングを経た上で、継続の判断を行うことができる。

- ① イの方法では考慮できない効果がある場合
 - ・ 効果を定量的に把握し金額換算することが困難又はこれに相当のコストを要するもの（例：障がい者等への必要不可欠な支援・サービスとしてオンライン利用を可能としている場合、当該手続のオンライン利用が事業の国際競争力の維持・向上に寄与している場合 等）
 - ・ 当該手続を停止した場合には、これまでオンラインによる申請等を行ってきた者に対し著しい不利益を及ぼすおそれのあるもの（例：申請者側においてオンライン利用のためのシステム整備等に多額の投資等を行っているもの 等）
- ② 制度改正や業務プロセス改革等により今後効果の向上や費用の低減が見込まれる場合
（例：当該手続・システムにおいて、本人確認方法の簡素化、手続の簡便化・申請者負担の軽減等の措置を講ずる予定がある場合、磁気媒体等で手続が行われていることにより申請者側の申請等データが電子化されており、今後オンライン利用の費用対効果の向上に資する効果が認められる場合 等）
- ③ 利用者にとって当該手続と関連する他のオンライン利用が可能な手続があり、当該手続のみオンライン利用を停止すると利用者の利便性を大きく低下させる場合
- ④ その他、当該手続の特性（法律上オンライン利用が義務付けられている手続等）、利用者の属性等に応じて、オンライン利用を継続する必要がある特段の事由がある場合

3 判断結果の報告・公表

(1) 個別事由についてのタスクフォースにおけるヒアリング

2(1)ただし書又は2(2)ウに基づき、各府省においてオンライン利用を継続することが必要と認める個別事由がある手続については、平成24年2月を目途にタスクフォースにおいてヒアリングを行うものとする。

当該ヒアリングに当たって、各府省は、あらかじめ、様式1から4までにより内閣官房及び総務省に判断状況を提出する。タスクフォースにおいては、必要に応じ、各府省の出席を求めるものとする。

(2) 判断結果の報告・公表

各府省は、(1)のヒアリング結果を踏まえ、1(1)のオンライン利用の停止・継続を判断するすべての対象手続について、判断結果等を様式1から4までにより内閣官房及び総務省に提出するとともに、ホームページ等で公表する。内閣官房及び総務省は各府省の判断結果を取りまとめ、平成23年度中を目途に企画委員会に報告するものとする。

4 オンライン利用を停止するに当たっての留意事項

各府省が、2の結果、継続すべき個別事由なしとしてオンライン利用の停止の判断を行おうとする場合には、事前に、利用者ヒアリング（利用者や利用者団体等からの意見聴取、アンケート等）や意見公募手続（パブリック・コメント）等を通じて、利用者等から意見を聴取するものとする。意見聴取の方法については、個々の手続ごとに実施する方法のほか、複数の関連する手続を適宜取りまとめて、又はシステムごとに取りまとめて一覧表の形にして意見を求めるなど、各府省において効率的・効果的な方法により行うものとする。

また、停止に当たっては、あらかじめ各府省の申請窓口やホームページ等を通じて、停止の理由、時期、停止後の申請方法等を周知するものとする。e-Govにおいて申請等の受付を行っている手続については、e-Govにおいても同様の周知を行うものとする。

5 新規のオンライン化又は一旦停止したオンライン利用の再開

新規にオンライン利用を開始する又はオンライン利用を再開する手続については、業務プロセスを見直した上で、想定される利用者等からの意見聴取によりオンライン利用のニーズを把握するとともに、システムの構築・運用等に係る費用及び利用者への効果、行政運営の効率化の効果等を基に費用対効果等を事前に検証した上でオンライン利用を開始することとする。意見聴取や費用対効果の検証方法は当該手続が属するシステムに係る業務・システム最適化計画策定の際に行う等、各府省において効率的・効果的な方法により行うものとする。

また、オンライン利用の開始に当たっては、利用者等に対して利用が開始されたこと及び開始理由等について必ずホームページ等で周知しなければならない。その際に開始理由として、意見聴取や費用対効果の検証結果、費用対効果以外の個別事由による開始の場合にはその事由、再開の場合には再開に至った経緯等を周知するものとする。

6 その他

本実施要領により難い事由が生じた場合、本実施要領に記載のない点及び不明な点がある場合には、各府省は、適宜、内閣官房及び総務省と相談するものとする。内閣官房及び総務省は、各府省からの相談・対応内容等を踏まえ本実施要領を必要に応じて改定するものとする。

平成 23 年度の実施状況を踏まえて、各府省は平成 24 年度以降についてもオンライン利用の停止・継続等の状況を公表することとし、内閣官房及び総務省はそのフォローアップを行うとともに、必要に応じてタスクフォースへの諮問や企画委員会への報告を行うものとする。

【別添】

- (別紙 1) 費用対効果の検証方法等について
 - (別紙 2) オンライン利用の範囲の判断に係る基本的な考え方
 - (様式 1) 総括表
 - (様式 2) 申請等受付システム単位の費用対効果
 - (様式 3) その他の効果の内訳、詳細等
 - (様式 4) オンライン利用の継続・停止の判断結果等
-

別紙 1

費用対効果の検証方法等について

〔 構成 〕

- I 基本的な考え方
 - II 費用算出方法
 - 1 基本的な考え方
 - 2 システムの費用の範囲及び算出方法
 - 3 オンライン申請等を受け付けるために必要な費用の算出が困難な場合
 - 4 電子政府の総合窓口（e-Gov）に接続しているシステムの費用
 - III 効果算出方法
 - 1 基本的な考え方
 - 2 算出方法
-

I 基本的な考え方

費用対効果の検証は、手順ごとに費用及び効果を算出し、それらを比較することが望ましいが、費用は基本的にシステム単位で発生し、手順単位に分割することが困難であると考えられることから、国民からの申請等データを最初に受信するシステムの単位で行うことを原則とする。なお、費用及び効果の基礎となる数値については、平成 22 年度のシステムの整備運用経費や申請等件数に基づいて算出することとする。

システム単位の 費用対効果	=	$\frac{\text{当該システムが受け付ける全ての申請等手順※の効果の合計}}{\text{当該システムで申請等を受け付けるために必要な整備運用経費等の費用}}$
------------------	---	--

※ 実施要領 1（1）のオンライン利用の停止・継続を判断する対象手順に、計画における重点手順を加えた手順

ただし、手続のオンライン利用の継続・停止の判断をする府省とシステムを整備運用する機関が異なる場合の費用対効果の検証方法は次の①から③のとおりとする。

なお、上述の方法により難しい場合には、内閣官房及び総務省に相談の上、取扱いを決定することとする。

① e-Gov をオンライン申請等の窓口としている手続

e-Gov に接続するシステム単位で、システムごとのオンライン申請等を受け付けるために必要な費用に、当該システムに係る e-Gov のオンライン申請等を受け付けるために必要な費用を加算して費用対効果を検証する。

各システムに加算する具体的な費用については、Ⅱの4参照

e-Gov に接続する システムの 費用対効果	=	$\frac{\text{当該システムで申請等データを受信する全ての申請等手続の効果の合計}}{\text{当該システムの申請等受付に必要な整備運用経費等の費用} + \text{当該システムに係るe-Gov の整備運用経費}}$
-------------------------------	---	---

② 府省共通ポータル等をオンライン申請等の窓口としている手続

オンライン申請等を受け付けるための府省共通ポータル等の利用料及び府省共通ポータル等を利用して申請等を受け付けるためにシステム整備運用経費等（算出方法についてはⅡを参照）を費用とし、当該利用料単位で府省共通ポータル等を窓口としてオンライン申請等を受け付けている手続の効果の合計を効果として費用対効果を検証する。

府省ポータル等を 窓口とする手続の 費用対効果	=	$\frac{\text{利用料単位で府省ポータル等を窓口とする全ての手続の効果の合計}}{\text{各府省が府省ポータル等を窓口として利用するために必要な利用料及びシステムの整備運用経費等の費用}}$
-------------------------------	---	--

③ 政府統計共同利用システムをオンライン申請等の窓口としている手続

政府統計共同利用システム単位で、オンライン申請等受け付けるための費用を算出し、同システムを窓口としてオンライン申請等を受け付ける手続の効果を算出する。

費用については、システムを整備運用している総務省が、効果については各手続を所管する府省が算出し、同システムの費用対効果の検証及び報告等は当該システムを整備運用する総務省が取りまとめて行うこととする。

政府統計共同 利用システムの 費用対効果	＝	政府統計共同利用システムを窓口として受け付ける 全ての手続の効果の合計（手続を所管する各府省が算出する） <hr/> 政府統計共同利用システムがオンライン申請等を受け 付けるために必要な年間整備運用経費等の費用 （当該システムの整備運用をする総務省が算出する）
----------------------------	---	--

II 費用算出方法

1 基本的な考え方

オンライン利用を判断するシステムの費用は、原則、次の式により算出する。

システム単位 の費用	=	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成 22 年度における当該システムの運用経費 + ② 平成 22 年度における当該システムの整備経費 + ③ 平成 22 年度における当該システムのその他の費用
---------------	---	---

2 システムの費用の範囲及び算出方法

上記 1 の①、②及び③の費用は、申請システムの全体の費用のうち、以下の表 1 に掲げるオンライン申請等を受け付けるために必要な年間運用経費及び年間整備経費とし、当該システムの実情に応じて、オンライン利用の普及・啓発に係る広報費等、オンライン申請等を受け付けるために必要なその他の費用を加えることとする。

※ 原則として、年間整備経費は、図の①整備経費の累積を②システムの使用予定期間により割り戻したものを使用する。システムの再構築の時期については、それぞれのシステムのライフサイクルに応じて考えられたい。なお、一部機能の追加、HW更新、OS・ミドルウェアのバージョンアップ等は、再構築には当たらないこととする。また、特に再構築といえる時期が見当たらない場合においては、初期構築時期から要した費用によって算定することとする。

※ 使用予定期間の算出が困難な場合は、運用を開始した時期から平成 22 年度末までを使用予定期間とする。

※ オンライン申請等を受け付けるために必要な費用については、各府省においてシステムの構成に応じて判断することとする。なお、行政内部における審査や決裁のための機能等、専ら受付以外の用途に用いている機能に係る経費は含めない。受付とそれ以外の機能の切り分けを行うに当たっての参考としては、例えば、地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様(第二版)(平成 15 年 3 月 28 日自治事務等オンライン化推進関係省庁連絡会議)において受付機能に相当する利用者向けの機能として以下のように示されている。

・住民側利用者向けの機能

申請書様式取得機能、申請書作成機能、書類添付機能、署名付与機能、申請データ送信機

能、到達確認機能、問合せ機能、公文書取得機能等

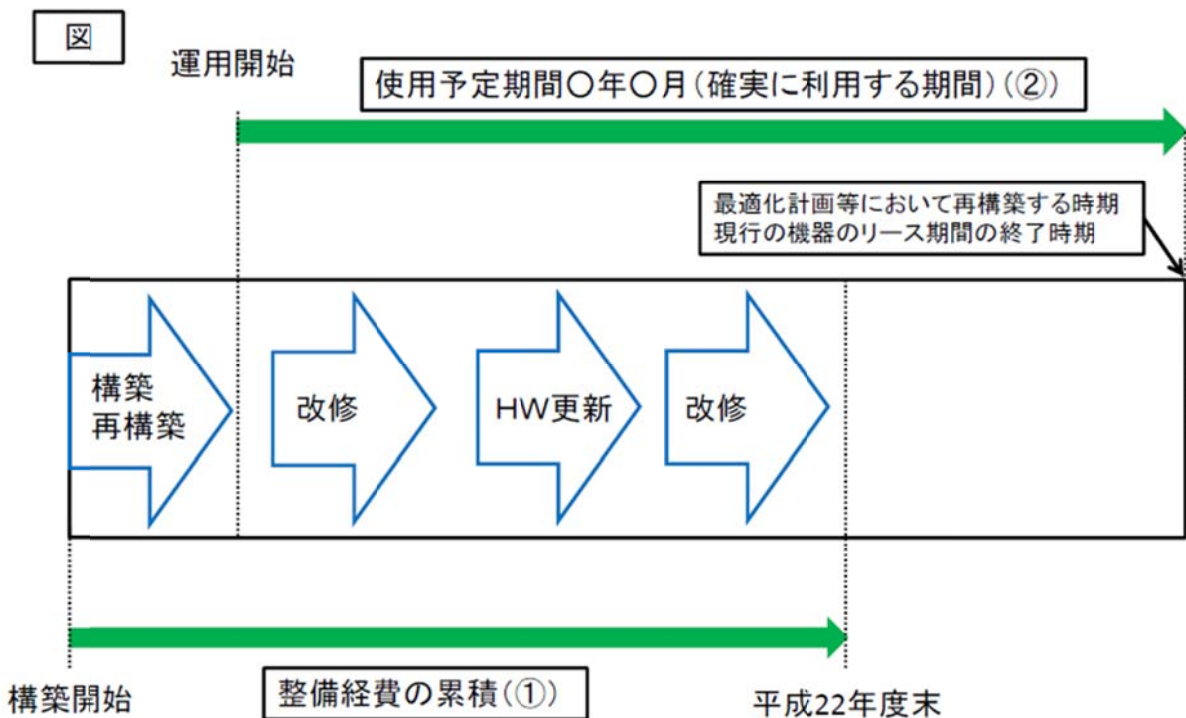
・ 地方公共団体側利用者向けの機能

申請書様式提供機能、申請データ到達機能、納付情報登録機能、到達応答機能、振り分け機能、問合せ応答機能、審査支援機能、結果通知作成機能、公文書提供機能等

※ e-Gov に接続しているシステムについては、「オンライン申請等を受け付けるために」を「申請等の情報を受信するために」と読み替えることとする。

表 1 対象システムの費用の範囲

費用の種類		
運用経費	機器及びソフトウェアの賃借等に係る経費 (事業者が所有する機器の使用に係る経費を含む。)	原則一年度の執行額とする
	機器、ソフトウェア及びネットワークの保守に係る経費	
	運用支援経費	複数年度にわたり契約している場合等は、年間に割り戻す
	データ整備経費	
	データ保管経費	
	システム監査・セキュリティ監査経費	
	通信運搬費	
	電子計算機室等の維持・管理経費	
	その他当該情報システムの運用に係る経常的な経費	
	他の行政機関と共同で運用している場合等の分担運用経費	
	民間企業が運営するシステム等の利用料	
整備経費	システム設計に係る経費 (最適化計画の策定等に係る経費を除く。)	
	システム開発に係る経費 (システムの機能拡充及び新システムへの移行等に係る経費を含む。)	
	据付導入経費	
	その他の最適化の実施に係る一時的経費	
	共同で運用しているシステムの改修等のため一時的に拠出する経費	



3 オンライン申請等を受け付けるために必要な費用の算出が困難な場合

(1) システム全体の費用から、オンライン申請等を受け付けるための費用を区分することが困難な場合

オンライン申請等を受け付けているシステムと、手続きを処理する業務システムが一体となっており、明確にオンライン申請等を受け付けるための費用を区分して算出することが困難な場合は、次のとおり推計し、算出が困難な理由及び具体的な推計の過程を、様式 2 に記載する。

ア 府省において、システムの実情に応じて一定の推計ができる場合は、その方法により推計する。

イ アによる推計ができない場合は、全体の費用に、次の①から④までの例のうち、最もシステムの実情に見合った比率により推計する。

※ 原則として、上記ア、イのいずれの場合においても、オンライン利用件数、システムへのアクセス数等の利用結果に基づく推計は行わないこととする。

①	$\frac{\text{オンライン申請等を受け付けるために必要な画面数}}{\text{当該システムの全画面数}}$
---	---

②	$\frac{\text{オンライン申請等を受け付けるために必要な業務数（サブシステム数）}}{\text{当該システムに存する業務数（サブシステム数）}}$
---	---

③	$\frac{\text{オンライン申請等を受け付けるために必要な課数又は職員数}}{\text{当該システムに係る課数又は職員数}}$
---	--

④	$\frac{\text{オンライン申請等を受け付けるために必要なアプリケーションの開発規模（ステップ数）}}{\text{当該システムのアプリケーションの総開発規模（ステップ数）}}$
---	---

(2) 汎用的に使用する方法により申請等を受け付けている場合

電子メール、行政機関のホームページからの入力等、汎用的な方法によりオンライン申請等を受け付けており、オンライン申請等を受け付けるために必要な費用がほぼ発生していない手続きについては、様式 4 にその旨を記載し、内閣官房及び総務省と協議の上、原則として効果のみを算出し、オンライン利用を判断することとする。

4 電子政府の総合窓口（e-Gov）に接続しているシステムの費用

電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を申請等の受付窓口としているシステムは、次の式に基づき、表2のとおり、当該システムのオンライン申請等を受け付けるためにe-Govに登録されている様式等の数に応じて、e-Govのオンライン申請等を受け付けるために必要な費用を加えることとする。

当該システムに 加算する e-Gov の 整備運用経費	$=$	e-Gov のオンライン 申請等に係る 年間整備運用経費	\times	$\frac{\text{e-Gov に登録されている当該システムに係る様式等の数}}{\text{e-Gov に登録されている全ての様式等の数}}$
-----------------------------------	-----	------------------------------------	----------	---

表2 e-Gov を窓口として申請等を受け付けているシステムの
費用として加算する e-Gov の年間整備・運用経費

所管府省	システム名	登録されている 様式等の数 (件)	加算する e-Gov の 年間整備・運用経費 (千円 小数点以下を四捨五入)
警察庁	電子申請・届出システム	1	57
金融庁	金融庁電子申請・届出システム	1,897	108,073
厚生労働省	厚生労働省汎用申請・届出等受付システム	4,900	279,156
厚生労働省	労働保険適用徴収システム	57	3,247
経済産業省	経済産業省汎用電子申請システム (ITEM2000)	3,117	177,577
国土交通省	国土交通省オンライン申請システム	189	10,767
環境省	環境省電子申請システム	497	28,314
	e-Gov(合計)	10,658	607,193

※ 数値は平成 23 年3月現在のもの

※ 「登録されている様式等の数」は、各システムの申請等のために登録されている様式等の件数

【e-Gov 整備運用経費算出方法】

(運用経費)

e-Gov はオンライン申請と行政情報の電子的提供機能を有しており、運用経費をオンライン申請のための経費とそれ以外の経費に明確に区分することはできない。そのため、機器全体のうちオンライン申

請のための機器の経費が占める割合をもとに、機器借料及びシステム運用・保守料を算出した額の合計額を記載している。

① 機器借料

<平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月>

- ・オンライン申請に係る機能を有する機器の経費／情報提供を含むすべてのシステムの経費 \div 0.74（全体のうちの申請が占める割合）

機器経費 424,620,000 円 \times 0.74 = 314,218,800 円

機器借料の合計 314,218,800 円

② システム運用・保守経費

上記の比率をシステム運用、保守にも適用。

<平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月>

システム運用経費 143,514,000 円 + システム保守経費 68,250,000 円 = 211,764,000 円

211,764,000 円 \times 0.74 \div = 156,705,360 円

システム運用・保守経費の合計額 156,705,360 円

年間運用経費の額（①及び②の合計） 470,924,160 円

（整備経費）

e-Gov 電子申請システムの設計・開発は、平成 16、17 年度で実施し、それ以降はシステムの機能拡充等の経費を計上している。

累計整備経費 1,226,422,000 円

使用予定期間 平成 18 年から平成 26 年までの 9 年間

年間整備経費 1,226,422,000 \div 9 = 136,269,111 円

Ⅲ 効果算出方法

1 基本的な考え方

各手続の書面による申請等とオンラインによる申請等を比較した際のオンライン利用によって生ずる効果を算出することとする。その効果を平成 22 年度のオンライン申請等件数で乗じたものを手続の効果とする。なお、制度的に 5 年に 1 度の申請であるなど年度により申請等件数が大きく異なる手続については、複数年度の平均的な申請等件数を効果算出の基礎とすることができる。

なお、I のとおり費用対効果の検証の際には、システム単位の検証となるため、システム単位の手続の効果を全て合計し、費用対効果を検証する。

※ オンライン申請等を受け付けるための費用及び受付による効果であることから、原則として、オンラインで受付を行わない磁気媒体による申請等件数については効果算出の基礎としないこととする。

2 算出方法

効果の算出は、次の項目及び算出方法によることとする。ただし、各府省において、既に利用している往復交通費の削減等の効果算出方法がある場合や前提となる条件が手続の特性上大きく異なる場合、オンラインで受け付けることによる行政側の効率化効果を効果に含める場合等には、算出方法を具体的に明らかにした上で、その方法により算出することができる。その際にはその他の効果として、様式 3 に記載する。

なお、次の項目及び算出方法は基本的な項目を挙げたものであり、手続によっては、オンラインによる申請等を行うことにより書面による申請等と比較した際に、窓口一元化によって申請等が一括で行えることや申請可能な時間が長いこと、手続完了までの時間が短縮されること、添付書類が削減されること等により大きな利便性向上の効果がある手続も想定されることから、そのような効果についても算出方法を具体的に明らかにした上でその他の効果として計上することができる。

また、郵送による申請等が可能な手続のオンライン利用の効果については、平成 22 年度の申請等において、郵送により行われたものか否かを把握することが困難であったり、相応の調査コストを要することから、原則として考慮しないこととする。ただし、全ての申請等が郵送によって行われることが明らかな場合等、容易に郵送の割合を把握できる場合には、郵送を考慮に入れた効果の算出を行うこととする。

(1) 申請等窓口への往復交通費の削減効果

オンライン申請等を行うことによって不要となる窓口に出向くための往復交通費を効果として算出する。窓口のある事務所を中心とした円の半径の中間地点からの往復距離に交通費を乗じて算出する。各手続の事務所数により円の大きさ（国土面積の配分）は異なる。様式2に各手続の事務所数を記載することにより算出する。

【算出式】

$$\text{往復交通費の削減効果（円）} = \text{往復距離（km）} \times \text{交通費（13円/km）}$$

（基礎数値の算出方法）

- ・ 往復距離（km） = $\sqrt{\text{往復距離の2乗} \div \text{国土面積（377,947km}^2\text{）} \times \text{事務所数（箇所）} \div 3.14}$
- ・ 交通費
交通費（13円/km）
= 各交通手段の1kmあたり運賃（または経費） \times 各交通手段の利用割合 $\times 4$
= 鉄道（15.195円 \times 13.8%） + バス（39.34円 \times 2.8%） + タクシー・ハイヤー（355.0円 \times 0.3%） + 自家用車（16.29円 \times 44.4%） + 二輪車（8.145円 \times 18.5%） + 徒歩（0円 \times 20.3%）

(2) 申請等窓口への移動時間の削減効果

オンライン申請等を行うことによって不要となる窓口に出向くための移動時間の機会費用を効果として算出する。（1）と同様に往復距離を算出し、それを各交通手段の利用割合を基にした移動速度で除し、労働単価を乗じて算出する。様式2に各手続の事務所数を記載することにより算出する。

【算出式】

$$\begin{aligned} & \text{移動時間の削減効果（円）} \\ & = \text{往復距離（km）} \div \text{移動速度（27km/時間）} \times \text{労働単価（2,315円/時間）} \end{aligned}$$

（基礎数値の算出方法）

- ・ 移動速度（27km/時間）
= 各交通手段の速度（km/時間） $\times 5 \times$ 各交通手段の利用割合 $\times 4$

＝鉄道（42.4km/時間×13.8%）＋自動車（バス、タクシー・ハイヤー、
自家用車）（35.3km/時間×47.5%）＋二輪車（20.15km/時間×18.5%）
＋徒歩（5km/時間×20.3%）

・労働単価（2,315 円/時間）

＝年間平均給与（406 万円）※₆÷年間総実労働時間（1,754 時間）※₇

（3）行政機関での滞在時間の削減効果

オンライン申請等を行うことによって不要となる行政機関での待ち時間等の滞在時間の機会費用を効果として算出する。手続ごとに行政機関滞在時間を設定し、それに（2）と同様の労働単価を乗じて算出する。様式 2 に各手続の行政機関滞在時間を記載することにより算出する。

【算出式】

行政機関滞在時間の削減効果（円）

＝行政機関滞在時間（分）※₂÷60（分）×労働単価（2,315 円/時間）

（参考）国家公務員の平均時給の単価例

人事院「平成 22 年国家公務員給与等実態調査」より、全俸給表の平均給与月額を想定月間勤務日数及び時間により除したものの。

408,496 円 ÷ 20 日 ÷ 8 時間 ≒ 2,553 円

※ 1：総務省統計研修所「日本の統計 2011」

※ 2：手続ごとに適した値を設定

※ 3：国土交通省「交通関連統計資料集」から 1km 当たり旅客運賃料金がタクシー・ハイヤー（355.0 円）、バス（39.34 円）、鉄道（（JR15.39 円+JR 以外 15.00 円）/2=15.195 円）（平成 20 年度（鉄道のみ 19 年度））、国土交通省「時間価値原単位および走行経費原単位（平成 20 年価格）の算出方法」から乗用車 1km 当たり走行経費原単位（（一般道路市街地 22.90 円+一般道路平地部 16.97 円+一般道路山間部 15.74 円+高速道路・地域高規格幹線道路 9.55 円）/4=16.29 円）（走行速度は国土交通省「平成 17 年度道路交通センサス」の平均旅行速度が一般道（34.5km/時間）、高速道（73.7km/時間）より、一般道路：35km/時間、高速道路：75km/時間を前提とした。）、徒歩については 0 円とし、二輪車については自転車及びオートバイ等が含まれることから自動車と徒歩の中間の経費とした。

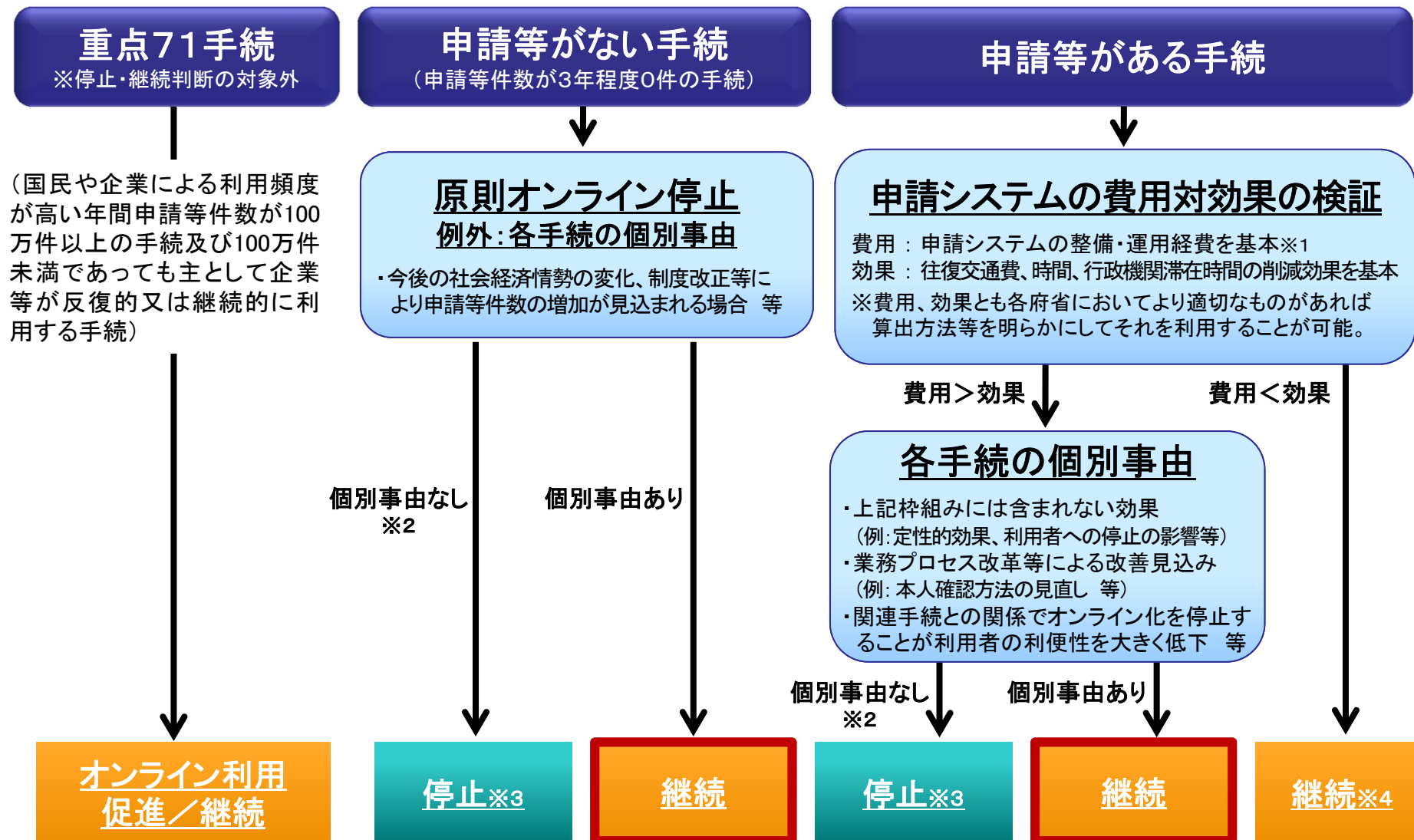
※ 4：国土交通省「平成 17 年全国都市交通特性調査」から交通手段別利用割合（鉄道：13.8%、バス：2.8%、自動車：44.7%、二輪車：18.5%、徒歩・その他：20.3%）、

国土交通省「交通関連統計資料集」から乗用車の中でも自家用車（40,153,489 両）、営業用車（265,431 両）（21 年度）、上記から利用割合を自家用車（ $44.7\% \times 99.3\% = 44.4\%$ ）、タクシー・ハイヤー（ $44.7\% \times 0.7\% = 0.3\%$ ）

※5：鉄道の速度は（財）運輸政策研究機構「大都市圏の鉄道サービス水準の実態について（平成 15 年 3 月）」より、調査対象路線のピーク時の最速列車、緩行列車及び日中の最速列車、緩行列車の表定速度を平均したものを路線ごとに算出し、それを全路線で平均し算出（約 42.4km/時間）、また自動車の速度は、自家用車、バス及びタクシー・ハイヤーについて国土交通省「道路交通センサス」自動車の平均旅行速度 35.3km/時間を利用、また徒歩については 5km/時間とし、二輪車については自転車及びオートバイ等が含まれることから自動車と徒歩の中間の速度とした。

※6：国税庁「民間給与実態統計調査（平成 21 年分）」

※7：厚生労働省「毎月勤労統計調査（平成 22 年分結果確報）」



継続については 電子行政TFでのヒアリングを実施。最終的な継続・停止の判断結果は各府省で公表するとともに23年度内に企画委員会に報告。

※1 e-Govを窓口としている申請システムは、e-Govの整備運用経費(様式登録数を基にシステム単位で算出)を各府省の申請システムの費用に加算。
 ※2 個別事由なしとして停止しようとする手続については、あらかじめパブリックコメント等により利用者等から意見聴取を行う。
 ※3 停止に当たっては、あらかじめ申請窓口やホームページ等を通じて、対象手続、停止の理由、時期、停止後の申請方法等の周知するものとする。
 ※4 システム単位で効果が費用を上回る場合であっても、当該システムの費用対効果の更なる向上を図る観点から、費用対効果が極めて低く改善の見込みがたたない手続や制度改正等によるシステム改修作業に比して利用件数が少なく今後もオンライン利用の効果が改善する見込みのたたない手続等については、停止の判断も可能とする。

様式1 総括表

様式4のオンライン利用の継続・停止の判断結果等に基づき記載する。

下記①及び②の合計を入力する。(10条調査と同じ単位)
 ① 実施要領1の(1)に基づくオンライン利用の判断の対象手続
 ② 新たなオンライン利用に関する計画における重点手続

(1) オンライン継続、停止の判断結果等

全申請等手続数	継続手続数			停止予定手続数			重点手続数
	費用対効果 1以上	個別事由による 継続	合計	申請等がない手続	申請等がある手続	合計	
14	1	6	7	0	6	6	1

(2) 申請等受付システムの費用対効果

整理番号 (システム)	システム等の名称	申請等手続	主な手続名	オンライン申請等を 受け付けるための費用 (千円)	オンライン申請等を 受け付けることによる効果 (千円)	費用対効果 1以上	備考
1	〇〇省オンライン申請システム【e-Gov連携】	3	〇〇の申請	227,103	301,626	○	
2	××××申請システム	11	△△の届出	308,000	97,133	×	
合計		2	14				

様式2に基づき記載する。

e-Govと連携している場合は、名称の後に【e-Gov連携】と記載する。

下記①及び②の合計を入力する。
 ① 実施要領1の(1)に基づくオンライン利用の判断の対象手続
 ② 新たなオンライン利用に関する計画における重点手続

色のついているセルについては自動入力のため入力不要(全様式共通)

様式2 申請等受付システム単位の費用対効果

e-Govと連携している場合は、名称の後に【e-Gov連携】と記載する

下記①及び②の合計を入力する。(10条調査と同じ単位)
 ① 実施要領1の(1)に基づくオンライン利用の判断の対象手続
 ② 新たなオンライン利用に関する計画における重点手続

整理番号(システム)	システム等の名称	申請等手続	主な手続名	オンライン申請等を受け付けるための費用(千円)	オンライン申請等を受け付けることによる効果(千円)	費用対効果1以上	備考
1	〇〇省オンライン申請システム【e-Gov連携】	3	〇〇の申請	227,103	301,626	○	

(1) 申請等受付システムの費用

色のついているセルについては自動入力のため入力不要(全様式共通)

整理番号(システム)	システム等の名称	費用の区分	全体の経費(千円)	オンライン申請等を受け付けるための費用(千円)	オンライン受付の部分の経費	算出方法等
1	〇〇省オンライン申請システム【e-Gov連携】	年間運用経費	230,000	194,000	【算出の基本的な考え方】 e-Gov連携システムのためe-Gov分の経費と当省の汎用受付システムである〇〇省オンラインシステムの受付に必要な部分に係る経費を費用として計上することとする。汎用受付システムの経費のうち内部での審査に係る部分の経費を除き、整備経費及び運用経費はその部分を除いた割合(80%)により算出することとする。 ・算出の基本的な考え方として、システムの受付に必要な部分とそれ以外の部分の切り分けの考え方を記載。 ・運用及び整備経費を記載。 ・e-Gov連携システムについては、実施要領別紙1 II 4に記載されたシステムごとの費用を運用経費として加算。 ・年間整備経費については、使用予定期間を明記する。再構築からの使用予定期間により算出する場合にはその旨記載。	
		整備経費	300,000	240,000		
		使用予定期間	7.25	7.25		
		年間整備経費	41,379	33,103		
		その他の年間の費用	0	0		
		費用合計	271,379	227,103		

(2) 手続ごとの効果

① 実施要領2の(1)に基づくオンライン利用の判断の対象手続
 ② 新たなオンライン利用に関する計画における重点手続の手続名を記載する。

整理番号(手続)	手続名	複数の手続のオンライン利用を一体的に判断する場合の手続群の名称	年間申請等件数	年間オンライン申請等件数	オンライン利用1件当たりの効果					その他の効果(円)【様式3】	1手続当たりの効果(千円)	備考		
					窓口への往復交通費削減効果(円)		窓口への移動時間短縮効果(円)		行政機関滞在時間短縮効果(円)				合計	
					事務所数	事務所数	事務所数	滞在時間(分)						
1	〇〇の申請	-	120,000	25,000	47	658	47	4,339	5	193	5,190	0	129,745	-
2	▲▲▲の届出	-	43,000	10,000	10	1,426	10	9,407	30	1,158	11,990	0	119,905	-
3	×××に係る申請等	-	20,000	10,000	47	658	47	4,339	3	116	5,113	851,000	51,977	-
合計		3	183,000	45,000									301,626	

事務所数2ヶ所と滞在時間の3ヶ所に記入し、色の塗ってある部分は自動入力のため入力しない。

その他の効果を計上する場合には必ず様式3に算出方法を記載の上、計上する。なお、その他の効果については申請等1件当たりの効果ではなく、手続全体の効果を記載する

様式2 申請等受付システム単位の費用対効果

整理番号 (システム)	システム等の名称	申請等手続	主な手続名	オンライン申請等を 受け付けるための費用 (千円)	オンライン申請等を 受け付けることによる効果 (千円)	費用対効果 1以上	備考
2	××××申請システム	224	**の申請	308,000	97,133	×	

(1) 申請等受付システムの費用

整理番号 (システム)	システム等の名称	費用の区分	全体の経費 (千円)	オンライン申請等を 受け付けるための費用 (千円)	算出方法等
2	××××申請システム	年間運用経費	360,000	252,000	<p>【算出の基本的な考え方】</p> <p>本システムは業務処理と申請等の受付が一体のシステムとなっており、切り分けが困難である。そのため、実施要領別紙Ⅱ3イの①のサブシステム数により受付部分の経費を推計することとする。サブシステムが10あり、審査や決裁等にかかる3つのサブシステムを除いた7つのサブシステムをオンライン申請等の受付に必要な部分とし、各経費に70%乗じて受付に係る費用を算出することとする。</p> <p>【年間運用経費】</p> <p>①機器借料【平成22年度】 機器借料(200,000千円)×70% = 140,000千円</p> <p>②システム保守・運用経費【平成22年度】 保守経費(60,000千円)+運用経費(100,000千円)×70% = 112,000千円</p> <p>①+② = 252,000千円</p> <p>【年間整備経費】 平成15年に構築しそれ以降の再構築は行っていない。15年10月から25年10月までの10年間の使用を予定している。</p> <p>初期整備経費500,000千円+これまでの改修経費の累計(300,000千円) = 800,000千円 800,000千円×70% = 560,000千円</p> <p>【その他の経費】</p> <p>【備考】</p>
		整備経費	800,000	560,000	
		使用予定期間	10	10	
		年間整備経費	80,000	56,000	
		その他の年間の費用	0	0	
費用合計	440,000	308,000			

(2) 手続ごとの効果

手続群とする場合もセルの結合はせず、手続群となる全ての手続の部分に手続群の名称を入力する

整理番号 (手続)	手続名	複数の手続のオンライン利用を一体的に判断する場合の手続群の名称	年間 申請等件数	年間オンライン 申請等件数	オンライン利用1件当たりの効果					その他の 効果(円) 【様式3】	1手続 当たりの 効果 (千円)	備考		
					窓口への往復交通費削減効果(円)		窓口への移動時間短縮効果(円)		行政機関滞在時間短縮効果(円)					
					事務所数	事務所数	事務所数	事務所数	滞在時間(分)				合計	
1	**の申請	-	40,000	10	5	2,017	5	13,303	20	772	16,092	0	161	-
2	★★★の提出	-	2,000	300	10	1,426	10	9,407	20	772	11,605	0	3,481	-
3	□□□に関する手続	-	80,000	500	10	1,426	10	9,407	20	772	11,605	0	5,802	-
4	△△の届出	△△申請関連手続	30,000	500	10	1,426	47	4,339	30	1,158	6,923	5,000,000	8,461	
5	△△の交付申請	△△申請関連手続	20,000	9,100	10	1,426	47	4,339	30	1,158	6,923	5,000,000	67,997	
6	△△の変更届	△△申請関連手続	1,000	900	10	1,426	47	4,339	30	1,158	6,923	5,000,000	11,230	
7	○○に関する申請	-	30	0	47	658	47	4,339	0	0	4,997	0	0	
8	▲▲の届出	-	1,000	10	20	1,009	20	6,652	10	386	8,046	0	80	
9	××の変更届	-	10,000	5	20	1,009	20	6,652	10	386	8,046	0	40	
10	●●に関する手続	-	50,000	20	20	1,009	20	6,652	10	386	8,046	0	0	
11	■■の住所変更届	-	0	0	20	1,009	20	6,652	0	0	7,660	0	0	
合計		11	234,030	11,325									97,133	

様式3 その他の効果の内訳、詳細等

手続又は手続群ごとの
効果を記載する。

整理番号 (システム)	整理番号 (手続)	手続名または 複数の手続のオンライン利用を一体的 に判断する場合の手続群の名称	手続を受け付けている システム等の名称	その他の効果 (円)	その他の効果の内訳、詳細等 (その他の効果の内容、具体的な算出方法等)
1	3	×××に係る申請等	〇〇省オンラインシステム【e-Gov連携】	851,000	オンラインで受け付けることにより、行政側の形式審査の時間が短縮され、申請1件当たり2分の効率化効果がある。国家公務員の平均時給を2,552円とすると、 $2,553円 \div 60 \times 2分 \times 10,000件 = 851,000円$
2	4~6	△△申請関連手続	××××申請システム	15,000,000	〇〇により1件当たり500円の効果が見込まれる。 $500円 \times 30,000件 = 15,000,000円$ 効果算出の都合上、3手続に均等に割り振ることとし1手続5,000,000円の効果とする。

様式4 オンライン利用の継続・停止の判断結果等

オンライン利用の「判断結果」として該当する部分を○にする。

実施要領2(1)の申請等がない手続に該当する場合には○にする。

個別事由の概要の他、停止する場合の時期の考え方等について記載する。

整理番号 (システム)	整理番号 (手続)	手続名	複数の手続のオンライン利用を一体的に判断する場合の手続群の名称	手続を受け付けているシステム等の名称	オンライン利用の判断結果			申請等がない手続	オンライン利用を停止する場合の予定時期	個別事由の類型				個別事由の類型に該当する理由、その他の個別事由の詳細、停止時期に係る補足事項等
					継続	停止	重点			①	②	③	④	
1	1	○○の申請	-	○○省オンラインシステム【e-Gov連携】	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
1	2	▲▲▲の届出	-	○○省オンラインシステム【e-Gov連携】	-	○	-	-	可能な限り早期	-	-	-	-	当該手続の○○機能を維持するために保守及び改修経費に大きな費用がかかっており、停止することにより費用の削減が可能となることから停止することとする。停止につき、パブリックコメントを実施し利用者等からの反対意見も無かったもの。
1	3	×××に係る申請等	-	○○省オンラインシステム【e-Gov連携】	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	1	**の申請	-	××××申請システム	-	○	-	-	平成25年10月	-	-	-	-	23年度中に停止する場合と、維持した場合の経費を比較し、停止する場合の方が費用がかかるため次期更改時まで停止を行う。
2	2	★★★の提出	-	××××申請システム	-	○	-	-	平成25年10月	-	-	-	-	23年度中に停止する場合と、維持した場合の経費を比較し、停止する場合の方が費用がかかるため次期更改時まで停止を行う。
2	3	□□□に関する手続	-	××××申請システム	-	○	-	-	平成25年10月	-	-	-	-	23年度中に停止する場合と、維持した場合の経費を比較し、停止する場合の方が費用がかかるため次期更改時まで停止を行う。
2	4	△△の届出	△△申請関連手続	××××申請システム	○	-	-	-	-	○	-	-	-	全国に10ヶ所と事務所数も少なく、申請手続の対象者も障がい者の方であり手続の特性上、オンライン利用を維持する効果は高く定性的効果を考慮し、継続することとする。
2	5	△△の交付申請	△△申請関連手続	××××申請システム	○	-	-	-	-	○	-	-	-	全国に10ヶ所と事務所数も少なく、申請手続の対象者も障がい者の方であり手続の特性上、オンライン利用を維持する効果は高く定性的効果を考慮し、継続することとする。
2	6	△△の変更届	△△申請関連手続	××××申請システム	○	-	-	-	-	○	-	-	-	全国に10ヶ所と事務所数も少なく、申請手続の対象者も障がい者の方であり手続の特性上、オンライン利用を維持する効果は高く定性的効果を考慮し、継続することとする。
2	7	○○に関する申請	-	××××申請システム	○	-	-	-	-	-	○	-	-	24年度に本人確認方法を電子署名からID/パスワード方式に移行することを予定しており、それによる効果によりオンライン利用が○○件程度増加することが見込まれているため継続することとする。
2	8	▲▲の届出	-	××××申請システム	○	-	-	-	-	-	-	○	-	●●システムの××手続と同時にすることが多く、××手続は電子的に行えるのに本手続が窓口まで出向かなければ手続ができないことは利用者の利便性を大きく低下させるので継続する。
2	9	××の変更届	-	××××申請システム	-	○	-	-	平成25年10月	-	-	-	-	23年度中に停止する場合と、維持した場合の経費を比較し、停止する場合の方が費用がかかるため次期更改時まで停止を行う。
2	10	●●に関する手続	-	××××申請システム	-	○	-	-	平成25年10月	-	-	-	-	23年度中に停止する場合と、維持した場合の経費を比較し、停止する場合の方が費用がかかるため次期更改時まで停止を行う。
2	11	■■の住所変更届	-	××××申請システム	○	-	-	○	平成25年10月	-	-	-	○	制度改正により、手続の対象者が5,000千人程度増加することが想定されるので、継続する。
			14	6	14	7	6	1	1	3	1	1	1	

【個別事由の類型】
 個別事由により継続する手続については該当する部分を○にする。実施要領2(1)及び(2)の個別事由に関する部分を参照。
 申請等がある手続については
 ①実施要領による方法では考慮しきれない効果がある場合
 ②今後の効果の向上や費用の軽減が見込まれる場合
 ③オンライン化されている関連手続との関係で利用者の利便性を大きく低下させる場合
 ④その他
 から選択し、右の欄に個別事由の概要を記載する。
 また、申請等がない手続については④に○をして、右の欄に個別事由を記載する。